

令和2年度中央区食品衛生監視指導計画に基づく各種事業の実施結果の概要

中央区は、食品衛生法に基づく監視指導を実施するため、毎年「食品衛生監視指導計画」を策定し、各種事業を展開しています。

このたび、中央区保健所が監視指導した令和2年度の結果概要をとりまとめましたので、食品衛生法に基づき公表いたします。

記

[結果の概要]

1 監視指導

中央区内の食品関連営業施設（22,926施設）に対し、延べ7,099軒立ち入り検査を実施した。

2 食中毒対策

3件の食中毒（患者数8名）が発生し、これらに対して迅速な調査を実施し、原因究明に努めるとともに、被害の拡大を防止した。（有症苦情 39件、関連調査38件）

3 細菌、添加物等の検査

250検体の食品等の検査を実施した。
検査の結果、違反食品は発見できなかった。

4 違反または不良食品等の調査及び不利益処分

食品衛生法に基づく違反または不良食品等について、1件の回収指示の不利益処分を実施した。（調査・指導件数 88件）

令和2年度中央区食品衛生監視指導計画に基づく各種事業の実施結果について

中央区では飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、安全で安心できる食品を確保するため、区民の意見を反映した食品衛生監視指導計画を毎年度定め、これに基づき食品関連施設の監視指導をはじめ、食品の収去検査や食中毒対策、違反食品に対する不利益処分、食品衛生講習会等を実施しました。

この度、令和2年度の中央区食品衛生監視指導計画に基づく各種事業の実施結果をとりまとめましたので、お知らせします

(1) 営業許可

食品衛生法および食品製造業等取締条例に基づく飲食店営業、食料品等販売業等について、申請受付後実地検査等を実施し、営業の許可業務を行っている。(表1)

(2) 監視指導

飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品衛生監視員が食品関連施設に立ち入り、食品の衛生的な取扱いならびに設備の清潔保持等について日常的に監視指導を実施し、食品の安全性の確保を図っている。(表1)

特に大量調理施設や食品衛生法で成分規格等が定められている食品の製造業・販売業については、年間を通して重点的に監視指導を実施している。また、夏期には弁当屋、仕出し屋、すし屋、魚介類販売業、豆腐製造業、アイスクリーム類製造業などの業態を、冬期にはふぐ・生かき取扱店等を、歳末には正月用食品の製造業・販売業をそれぞれ対象に監視指導を実施している。

さらに、腸管出血性大腸菌O157やカンピロバクター、ノロウイルスによる集団食中毒を予防するため、学校給食をはじめ保育所や高齢者福祉施設について重点的に監視指導を実施している。

また、食品等の表示については、食品関連施設に立ち入り、食品表示法で義務づけられている表示事項について点検し、不適正な表示については改善指導を行っている。

近年、区内のビジネス街を中心に、昼食時間近くになると路上で弁当を販売する弁当等人力販売者に対して法令順守を徹底するよう、随時監視指導を実施している。また、「路上弁当販売監視員」を配置し、監視指導を強化している。(表13)

(3) 食品の収去検査

適正かつ安全な食品の流通を確保するため、食品衛生法に基づき区内の食品の調理業・製造業・販売業から食品等を収去し、細菌検査および食品添加物等の化学検査を実施している。検査の結果、食品衛生法に違反している食品等については、その原因を追求し、営業者が再度違反を起こさないよう指導を行っている。

また、弁当類など、食品衛生法に基準のない食品については、中央区食品細菌検査指導基準に基づき指導を行っている。(表2、3、14)

(4) 衛生教育

食品による事故を未然に防止するには、食品関連事業者にとって食品衛生に関する正しい知識を持つことが必要である。そのため、業態別に食品関連事業者に対して、食品衛生実務講習会を開催している。

営業許可を新たに受ける時や継続時には、対象となる営業者に対し、施設基準、公衆衛生上講ずべき措置基準、食中毒予防対策および食品衛生に関する最新情報の提供を目的とした講習会を定期的に開催している。(表4)

また、区民や団体等からの依頼に応じて「食品衛生出前講座」を開催するとともに、「食の安全安心講習会」を開催し、区民・食品関連事業者・行政担当者による意見交換会（リスクコミュニケーション）を通じて食の安全・安心に関する情報の提供や相互の意見交換などを行っている。（表5）

(5) 苦情処理

食品を原因とする喫食後の異常（おう吐、下痢等）や異物の混入、不衛生な食品関連施設など届出られた苦情については、迅速に原因調査および改善指導等を行っている。（表6）

(6) 健康危機管理体制

飲食による危害の発生について、随時迅速に対応している。危害発生の連絡等があった場合には、直ちに関係施設や患者等の調査を行い、原因施設であることが確認された場合は、その営業者に対し営業停止等、必要な処分などを行い、被害拡大と再発の防止を図っている。（表7、8）

また、区外で発生した食中毒についても、関連した食品や患者等の調査を行っている。（表9）さらに、食中毒の原因物質として近年増加傾向にあるノロウイルスについては、冬期を中心に食品関連事業者および消費者に対して食中毒予防の普及啓発等を行い、事故防止に努めている。

(7) 違反または不良食品等の調査指導

本区が実施した収去検査および厚生労働省や他の自治体等からの通報により判明した指定外添加物を使用した食品や「食品、添加物等の規格基準」に違反した食品、表示基準に違反している食品など食品衛生法や食品表示法に違反している食品について調査を実施し、回収指示や販売禁止命令等の不利益処分、適正表示等の改善指導を行っている。（表10、11）

(8) 自主回収報告制度

東京都食品安全条例に基づき、食品関連事業者が食品等の自主回収に着手した際に、中央区では東京都と連携を図り、区内の食品関連事業者から自主回収に関する相談を受けるとともに、報告書の受理や東京都への報告を行っている。また、自主回収品の措置にかかわる指導も行っている。（表12）

表1 施設数および監視指導状況 (1) 食品衛生法に基づく業種 (その1)

業 種		区 分	元年度末 施設数	許可件数		廃業 件数	2年度末 施設数	監視指導 件数
				新規	更新			
計			16,184	2,216	1,452	2,203	16,197	5,278
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル		139	12	9	16	135	24
	バー・キャバレー		1,849	116	151	300	1,665	475
	一般飲食店		7,652	864	660	970	7,546	1,901
	民生食堂		1	0	0	0	1	0
	すし屋		457	41	45	51	447	118
	そば屋		238	16	37	35	219	44
	仕出し屋		38	6	7	5	39	13
	弁当屋		213	43	25	38	218	192
	そう菜店		230	16	18	10	236	123
	コンビニエンスストア等		5	2	2	2	5	1
	移動		1	0	0	0	1	0
	臨時		32	0	8	3	29	0
	許可ある集団給食		204	8	17	12	200	33
	自動車		79	30	3	14	95	123
	自動販売機		284	12	46	103	193	16
	天ぷら船		4	0	0	0	4	0
	屋形船		14	0	0	0	14	0
	小計		11,440	1,166	1,028	1,559	11,047	3,063
喫茶店営業	店舗		340	48	21	37	351	68
	自動販売機		1,006	38	110	177	867	43
	自動車		5	1	0	1	5	2
	小計		1,351	87	131	215	1,223	113
菓子製造業	パン製造業		244	28	12	21	251	51
	生菓子製造業		322	82	31	42	362	148
	その他の菓子製造業		238	131	18	57	312	138
	移動		0	0	0	0	0	0
	臨時		9	0	0	3	6	0
	自動車		16	2	0	2	16	7
	小計		829	243	61	125	947	344
あん類製造業			1	0	0	0	1	0
アイスクリーム類製造業			146	43	11	34	155	47
乳処 理 業			0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業			0	0	0	0	0	0
乳製品製造業			15	3	0	1	17	2
集 乳 業			0	0	0	0	0	0
乳類販売業	専 業		6	0	1	0	6	1
	ショーケース売り		564	35	48	51	548	97
	自動販売機		294	18	32	47	265	25
	移動販売車		1	0	0	0	1	1
	小計		865	53	81	98	820	124

食品衛生法に基づく業種（その2）

業 種	区 分	元年度末 施設数	許可件数		廃業 件数	2年度末 施設数	監視指導 件 数
			新 規	更 新			
食 肉 処 理 業		13	2	1	1	14	8
食 肉 販 売 業	一 般	147	184	21	24	307	279
	包 装	403	33	30	44	392	79
	自 動 販 売 機	0	0	0	0	0	0
	自 動 車	3	0	0	2	1	0
	小 計	553	217	51	70	700	358
食 肉 製 品 製 造 業		17	1	2	0	18	5
魚 販 介 売 業	一 般	262	88	26	28	322	673
	包 装	370	24	29	40	354	83
	自 動 車	3	2	0	1	4	2
	小 計	635	114	55	69	680	758
魚 介 類 せ り 売 業		0	0	0	0	0	0
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		11	1	0	1	11	5
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	冷 凍 業	5	0	1	0	5	6
	冷 蔵 業	17	0	0	0	17	9
	小 計	22	0	1	0	22	15
食 品 の 放 射 線 照 射 業		0	0	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業		4	1	1	0	5	2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		0	0	0	0	0	0
氷 雪 製 造 業	氷 雪 製 造 業	1	0	0	0	1	0
	（自動角氷製造機）	0	0	0	0	0	0
	（自動販売機）	1	0	1	0	1	0
	小 計	2	0	1	0	2	0
氷 雪 販 売 業		7	0	2	0	7	8
食 用 油 脂 製 造 業	動 物 性 油 脂	0	0	0	0	0	0
	植 物 性 油 脂	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト コ ン グ 製 造 業		0	0	0	0	0	0
み そ 製 造 業		1	0	0	0	1	0
し ょ う 油 製 造 業		0	0	0	0	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業		1	0	0	0	1	0
酒 類 製 造 業		2	2	0	0	4	5
豆 腐 製 造 業		10	0	4	0	10	16
納 豆 製 造 業		0	0	0	0	0	0
め ん 類 製 造 業		27	11	2	4	34	11
そ う ざ い 製 造 業		220	271	20	24	467	393
か ん 詰 又 は ひ ん 詰 食 品 製 造 業		3	0	0	0	3	1
添 加 物 製 造 業		9	1	0	2	8	0

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく業種

業種	区分	元年度末 施設数	許可件数	廃業件数	2年度末 施設数	監視指導 件数
認定小規模食鳥処理業		24	0	1	23	7

(3) 食品製造業等取締条例に基づく業種

業種	区分	元年度末 施設数	許可件数		廃業 件数	2年度末 施設数	監視指導 件数	
			新規	更新				
計		1,621	196	94	207	1,610	1,093	
食品製造業等 取締条例に規定する 営業	行商	弁当等人力販売業	71	22	19	14	79	428
		菓子	0	0	0	0	0	0
		豆腐及びその加工品	0	0	0	0	0	0
		ゆでめん類	0	0	0	0	0	0
		アイスクリーム類	0	0	0	0	0	0
		魚介類及びその加工品	0	0	0	0	0	0
		小計	71	22	0	14	79	428
	つけ物製造業	10	4	1	2	12	8	
	製菓材料等製造業	3	0	0	1	2	0	
	粉末食品製造業	3	2	0	1	4	1	
	そう菜半製品等製造業	7	2	0	1	8	3	
	調味料等製造業	22	3	1	1	24	3	
	魚介類加工業	88	5	2	5	88	48	
	液卵製造業	0	0	0	0	0	0	
	食料品等販売業	1,417	158	90	182	1,393	602	

業種	区分	元年度末 施設数	報告件数	廃業件数	2年度末 施設数	監視指導 件数
計		173	12	9	176	214
給食 施設	学校・幼稚園	21	2	2	21	44
	病院・診療所	4	0	0	4	0
	工場・事業所	28	1	3	26	0
	児童福祉施設	96	8	4	100	165
	社会福祉施設	6	0	0	6	1
	ボランティア給食	2	0	0	2	0
	その他	9	1	0	10	0
	給食（届出以外）	5	0	0	5	0
	小計	171	12	9	174	210
卵選別包装業		2	0	0	2	4

(4) 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく業種

業 種	区 分	元年度末 施設数	認証数	返納数	2年度末 施設数	監視指導 件 数
ふ ぐ 取 扱 所		431	41	77	395	98
ふ ぐ 加 工 製 品 取 扱 施 設		806	54	108	752	76

(5) 食品衛生法施行細則に基づく業種

業 種	区 分	元年度末 施設数	報告件数	廃業件数	2年度末 施設数	監視指導 件 数	
計		3,712	1	1	3,712	317	
許 可 を 要 し な い 製 造 業	製粉・精米・精麦業	45	0	0	45	0	
	つけ物製造業	4	0	0	4	1	
	その他 製造業	一般食品	34	0	0	34	0
		乳肉食品	18	0	0	18	0
	小 計	101	0	0	101	1	
許 可 を 要 し な い 食 品 販 売 業	魚介類加工品販売業	171	0	0	171	101	
	乳製品販売業	221	0	0	221	28	
	アイスクリーム類販売業	294	0	0	294	18	
	野菜果物販売業	299	0	1	298	76	
	菓子(パンを含む)販売業	708	1	0	709	24	
	主食販売業	65	0	0	65	0	
	酒類・調味料販売業	307	0	0	307	41	
	その他の食品販売業	1,036	0	0	1,036	28	
小 計	3,101	1	1	3,101	316		
食 器 具 容 器 お も ち ゃ	食器具容器包装製造業	35	0	0	35	0	
	食器具容器包装販売業	288	0	0	288	0	
	おもちゃ製造業	0	0	0	0	0	
	おもちゃ販売業	45	0	0	45	0	
	小 計	368	0	0	368	0	
添 加 物 製 造 業		8	0	0	8	0	
添 加 物 販 売 業		134	0	0	134	0	
乳 さ く 取 業		0	0	0	0	0	

業 種	区 分	元年度末 施設数	報告件数	廃業件数	2年度末 施設数	監視指導 件 数
計		56	7	2	61	16
取 扱 施 設 生 食 用 食 肉	飲食店営業	56	7	2	61	16
	食肉処理業	0	0	0	0	0
	食肉販売業	0	0	0	0	0
	給食施設	0	0	0	0	0

表2-1 収去検査状況【細菌検査】

食品分類	合計				内 訳							
	検体数	適・適法	不良数	法違反数	国産品				輸入品			
					検体数	適・適法	不良数	法違反数	検体数	適・適法	不良数	法違反数
魚介類およびその加工品	6	6	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉・卵類およびその加工品	12	12	0	0	12	12	0	0	0	0	0	0
乳・乳製品・乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農産物およびその加工品	9	5	4	0	9	5	4	0	0	0	0	0
菓子類	40	38	2	0	40	38	2	0	0	0	0	0
飲料・氷雪・水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そうざい類およびその半製品	111	92	19	0	111	92	19	0	0	0	0	0
その他の食品	50	50	0	0	50	50	0	0	0	0	0	0
添加物および添加物製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	228	203	25	0	228	203	25	0	0	0	0	0

(注) 不良数：中央区食品細菌検査指導基準に基づき判定した結果、「不良」となった食品の数
 法違反数：食品衛生法に規定されている「食品、添加物等の規格基準」に違反した食品の数

表2-2 収去検査状況【化学検査】

食品分類	合計			内 訳					
	検体数	適法	法違反数	国産品			輸入品		
				検体数	適法	法違反数	検体数	適法	法違反数
魚介類およびその加工品	13	13	0	13	13	0	0	0	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉・卵類およびその加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳・乳製品・乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農産物およびその加工品	5	5	0	5	5	0	0	0	0
菓子類	3	3	0	3	3	0	0	0	0
飲料・氷雪・水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そうざい類およびその半製品	1	1	0	1	1	0	0	0	0
その他の食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物および添加物製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	22	0	22	22	0	0	0	0

(注) 法違反数：食品衛生法に規定されている「食品、添加物等の規格基準」または食品表示法に規定されている「食品表示基準」に違反した食品の数

表3 汚染源調査状況（現場簡易検査等）（単位：件）

内 容	件数
汚染源調査	1,573

食品、器具・容器、まな板、ふきん、手指など

表4 衛生教育実施状況

対 象	開催回数	受講人員
計	19(0)回	720(0)人
業 者	17 回	702 人
一 般	2(0)回	18(0)人

()内は出前講座の再掲

表5 意見交換（リスクコミュニケーション）実施状況

対 象	令和2年11月5日
	銀座ブロッサム
計	124人
業 者	113人
一 般	11人

表6 苦情処理状況（単位：件）

内 容	件 数
計	244
不衛生な食品取扱施設	59
食品腐敗・変敗（カビ・異味も含む）	7
異物の混入	10
喫食後の異常（おう吐・下痢等）	43
路上での弁当販売	23
その他※	102

※排気排煙による近隣苦情など

表7 食中毒発生状況（区内の施設から発生した食中毒事件）

発生月	原因食品	病因物質	喫食者数	患者数	不利益処分等	責任の所在
7	ねぎ塩鶏レバー	カンピロバクター	6人	6人	営業停止3日間	飲食店営業
9	金目鯛のカルパッチョ	アニサキス	4人	1人	営業停止1日間	飲食店営業
12	締めさば	アニサキス	2人	1人	営業停止1日間	飲食店営業

表8 有症苦情調査状況（食中毒には至らなかったが、区内の施設から発生した症状を伴う事件）

調査件数	調査対象施設数	調査対象者数
39件	42施設	1人

※ 飲食店等からの相談件数9件、感染症調査件数3件

表9 食中毒関連調査状況（区外の施設で発生した事件について調査した件数）

調査件数	調査対象施設数	調査対象者数
38件	45施設	6人

表10 食品衛生法に基づく違反または不良食品等の調査状況

(単位:件)

区 分		違反または不良食品の発見先		主な違反等の内容
		区 内	区 外	
計		32	56	
違反内容	食品衛生法第6条違反	0	22	異物混入
	〃 第10条違反	0	0	
	〃 第13条違反	1	18	成分規格違反
	食品表示法違反	1	8	表示違反
	不良食品等	10	8	苦情(異味、異臭)、衛生規範に不適合等
	東京都ふぐの取扱い規制条例違反	0	0	
	事業者からの報告	20	0	賞味期限切れの食品を販売等

表11 不利益処分等(食中毒に関する不利益処分等は表9のとおり)

処分月	違反食品等	数 量	違反理由	違反条文	処分等内容	業 種
3	「輸入」 生鮮バナナ	750CT (9,000kg)	残留農薬「ピラクロ トロピン」0.12ppm 検 出 (基準値0.02ppm)	食品衛生法 第11条第2項違反	回収指示	食品の輸入業

表12 自主回収報告制度

(単位:件数)

区 分		条例対象	(参考)条例対象外	主な違反等の内容
計		9	14	
違反内容	食品衛生法第6条違反	4	4	異物混入、カビの発生
	〃 第10条違反	0	0	
	〃 第11条違反	2	0	
	食品表示法違反	3	2	アレルギー物質の表示欠落、 添加物の表示欠落
	不良食品等(法違反に該当 しないもの)	0	8	健康への悪影響を未然に防止 する観点から回収するもの

(注)「条例対象外」とは、東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度の対象にはならないが、事業者から自主回収に伴う相談や情報提供を受けたものをいう。

表 13 路上における弁当販売の監視件数

	営業施設数	苦情件数	保健所職員 監視数	路上弁当販売 監視員監視数	監視数合計
弁当等人力 販売業	79	23	428	454	882
	（許可済証 交付人数 89）				
自動車	115		169	260	429
合計	194	23	597	714	1,311

※店頭販売についても路上弁当販売監視員が監視を行っている（166件）。

表 14 収去検査状況【細菌検査】弁当類（再掲）

種 類	検体数	適	不良数
計	50	35	15
弁当等人力販売	16	8	8
店舗等販売弁当	34	27	7